

沖電気工業株式会社 及び 株式会社 TTK

に対する損害賠償請求訴訟の提起について

尾三消防組合は、平成30年8月27日、「消防救急デジタル無線施設整備事業」に関する工事請負契約に関し、損害賠償請求住民訴訟事件（平成30年（行ウ）第87号）が提起されました。

この裁判手続きの中で、沖電気工業（株）を含む5社が全国の市町村等の同種入札に関し納入予定メーカーを事前に決定し他社がこれに協力する話し合いを行い、平成24年3月当組合が執行した入札は沖電気工業（株）を納入予定メーカーとする合意をし、（株）TTKが沖電気工業（株）の代理店として元請となり両社であらかじめ取り決めた金額で受注していたこと等を、公正取引委員会の調査において沖電気工業（株）の担当者が供述していることが確認できたことから、両社の共同不法行為による入札談合があったと判断し、下記のとおり名古屋地方裁判所に訴訟提起を行いましたのでお知らせします。

損害賠償請求内容

被 告	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号 沖電気工業株式会社 代表取締役 鎌上 信也 名古屋市東区東桜二丁目15番7号 株式会社TTK 代表取締役 藤田 義明
事 件 名	損害賠償請求事件
請求の趣旨	1 被告らは、原告に対し、連帯して金42,844,956円及びこれに対する平成24年3月28日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。 2 訴訟費用は、被告らの負担とする。 との判決並びに仮執行の宣言を求める。
訴状提出日	令和 元年10月21日

※損害額の算定については、組合の本件落札率99.80%と課徴金納付命令の対象期間以降の沖電気工業（株）製品の全国平均落札率85.56%との差である14.24%を予定価格に乗じた額に、弁護士費用相当額として10%を含めた金額を損害額とし訴えを提起するもの。

担 当：尾三消防組合

事務局総務課 塚谷 つかたに

[TEL:0561-38-7202](tel:0561-38-7202)